

酒一〇樽が献上され、翌日家茂は、老中・若年寄・御側衆に一樽ずつを分かち与えたという（昭徳院殿御在板日記）。南都諸白の余光がなお残されていたというべきであろうか。

第四節 製 墨

油 煙 墨

油煙墨は、室町時代興福寺の二諦坊で、持仏堂に「薰滯」した灯明（すま）の煤をとり、膠（にかわ）に「和」してつくったのに始まると伝える（『雅志』府志）。たんに「油煙」とも呼ばれて、十五世紀後半以降、貴顕

の間でさかんに贈答に用いられてきた。近世初頭の一例をあげると、天正十年（一五八二）正月、上洛中の織田信長のもとへ、興福寺から油煙墨一〇〇挺を贈ったとあり、「方々機遣（気）、彼是過分ノ入目也」といつている（『多聞院日記』）。



南都臺原始二諦坊京式

古くは製墨も、寺坊を中心に行なわれていたであろう。興福寺の多聞院でもつくられており、『多聞院日記』は、元龜二年（一五七二）三月十五日、製墨の経費について、つぎのような記事をとどめている。

一ユエン今日合了、入目事、

油六升（コ）市十合三斗（代）四百文 トモノ米ニテ、

八十文シヤ香一朱 五文丁子一兩

四文ワウレン一兩 百文二日ノテマ（黄）蓮

卅五文ニカワ灰ヲ、キニヨリ五文入ニス、

六文トウシ（灯）心

四文ハ子ノ代

六文ケンスキ

五文ワラ一ソク

五文ワリキ（柴）・シハ

十文ハイン（米）ノ用

五文ミソシル

四文タウフ（豆）麩

十八文シルサイノウラ 六文五ト入

コレハ別ノタリ、

合八百文

灰一段ヲ、キヨシ申、ミカキチン合七十六文、

代米一斗五升二合済了、

() は筆者注

ユエン二丁ノヲ十丁、三丁ノ八十三丁、

原料の油・香料・膠その他の代金はもとより、墨工の手間賃から食費・ケンズイ(間食)費・燃料代にいたるまで、詳細をきわめている。総経費八百文、これで二丁型^(墨)厚さ二ミリ一〇挺、三丁型^(墨)厚さ二ミリ八三挺がつくられたといふのである。

なお、この多聞院に出入した油煙師^{墨工}に、新九郎親子、今辻子の与二郎、三条の源二郎のほか、小田原へ帰った甚六などのいたことが知られる。

製 墨 業
の 展 開

やがて寺院勢力の衰退につれて、製墨もまた、寺院の手から町方に移っていった。慶長三年(一五九六)写しの「屋地子之帳」^(天理図書館蔵)に、餅飯殿町の「すミヤ甚四郎」と「すミヤ清次郎」の名が

みえる。このスミヤが、「墨屋」を意味するののか、たんなる屋号だったのかははっきりしないが、江戸時代になると、町方の墨屋の名が知られるようになる。寛文十年(一七二〇)の「奈良町北方式拾五町家職御改帳」^(藤田文庫)から、つぎの一五人の墨屋を拾うことができる。北方二五町は、東向通り・餅飯殿通り・三条通り近辺の、奈良の中心部にあたる町々である。

餅飯殿町 次良左衛門 森若狭 森丹後 因幡

下三条町 新右衛門

椿井町 安右衛門 後藤三良右衛門 平三郎

池之町 仁兵衛 吉兵衛

南市町 六藏

元林院町 次良右衛門

高天町 清右衛門 但馬 吉兵衛

このほか、不審ヶ辻子町に「墨型彫候 三右衛門」、池之町に「墨細工 吉右衛門」、橋本町に「油煙 小兵衛」、餅飯殿町に「墨香具商売 庄兵衛」、東向中町に「墨晒布商売 大墨屋清左衛門」、南市町に「酒墨菜屋 平右衛門」の名もみえる。しかし、右の一五人の墨屋は、総奈良町二〇五町のうち、主要部とはいえ二五町分についての数字にすぎない。奈良町全体では、もっと多くの業者を数えることができたものと思われる。

ついで貞享四年（一六七）の『奈良曝』も、つぎの九軒の墨屋をあげている。

餅飯殿町	御墨や	森丹後	鍋屋町	大森和泉	高天町	大墨屋但馬
同 町 同	同若狭	同	押上町	福井備後	薬師堂町	甲田出雲
油留木町	福井出羽	今御門町	藤村土佐	高天町	墨や	吉兵衛

わずか九軒というのは、代表的な墨屋に限って書きとどめたからであらう。ついでながら、右のうち福井出羽・福井備後の二人が、延宝二年（一七二）に奉献した十丁型の大墨が、春日大社に保存されている。

奈良町の墨屋の総数が明らかになるのは、十八世紀初頭にいたってからである。宝永年間（一七〇四）の「町代高木又兵衛諸事控」（藤田文庫）は、つぎのように三八軒の墨屋の名を記している。

墨屋之覚

餅飯殿	森若狭	下御門	森田山城	中新屋	藤本備前
同	森丹後	北室	大森佐渡	東城戸	高森和泉
同	森和泉	今御門	藤村佐渡	椿井	大嶋豊前
同	松村土佐	池ノ	春田播磨	椿井	藤田大隅
同	福井土佐	同	松井和泉	三条	藤井山城

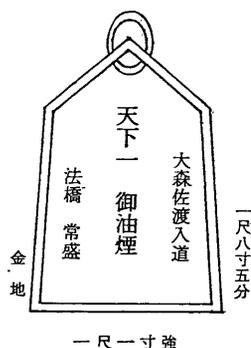
第二章 奈良町の産業

このころには、商品経済の発展にともなうて、庶民の間でも、書写や筆録の必要性が強まり、筆とならんで墨の需要が高まっていた。そのうえ、大仏の再建などがあつて奈良を訪れる人が多く、その奈良みやげに墨が重宝がられて奈良墨の名があがっていた。すでに『奈良曝』には、「南都見物の御かた、さらしニても、油煙墨にても御もとめ候へんにハ、宿のていしゆ御頼ミ有て御かい候へハやすし」と書かれている。こうして奈良の製墨業は、十八世紀の初めごろにはすでに確固たる地歩をかためていたとみられる。

墨屋と官名

ところで、さきの「墨屋之覚」にみられるように、多くの墨屋は、若狭・丹後などといった国名をもっている。官名は記されていないが、後出の文政二年（八二六）の史料によつてみれば（附録）、三

三条	吉松薩摩	同	森村筑後	大豆山	太良左衛門
今井	岡嶋伊豆	同	中村大和	今井	九良兵衛
東向仲	大墨但馬	手貝	森嶋伊賀	城戸	庄九郎
鍋屋	大森和泉	東向南	上田和泉	南城戸	又五郎
油留木	福井出羽	東向中	藤岡空石	油留木	甚兵衛
押上	福井備後	大豆山	高山内匠	同	庄次郎
同	細谷丹後	薬師堂	松倉大和	手貝	長兵衛
同	黒津相模	割石	森岡大和		
合三十八人					
右之内御墨屋					
餅飯殿町	森丹後	同町	森若狭	東向中	大墨屋但馬



大森佐渡看板図 (藤田祥光写)
(奈良県立図書館蔵)

等官である掾を得ていたものと思われる。

こうした国名・官名は、医師・絵師をはじめ刀工その他の工匠に授けられたのだが、墨屋もまた油煙士ないし墨師としてこれにあずかることができたのである。「柳原家

記録」(東大史料編纂所蔵)の元和二年(一六二六)六月二

十八日の条に「藤原広家 任筑後掾 南都

油焼士也」とあるのがその早い例である。油焼士は油煙士のことであろう。寛永十三年(一六三六)大森越後が官名を受領(ほどなく大森、佐渡となる)、「天下一御油煙」の金看板を掲げたという(藤田文庫)。国名・官名は世襲を認められたが、相続のたびに改めて願い出る必要があった。その受領のためには、煩雑な手続きが必要であり、関係方面へのお礼その他の入用も大きかった(安彦勲吾「奈良の筆と墨」)。それでもこれを得ようとしたのは、製品に箔(はく)をつけ、家に権威をつけるためであった。とはいえ、おいそれとは得られるものでなかった。宝永年間(一七〇四)三〇軒におよぶ墨屋が国名を持っているのは、奈良墨がその声価をたかめていたあかしだったともいえるよう。

なお、奈良墨の名声によってか、朝廷や幕府に墨を納める御用墨師もいた。「奈良曝」に「御墨や」とある森丹後と森若狭がそれで、宝永年間には大墨屋但馬が加わって三人となっている。享保年間には、森両家の二軒に戻ったらしく、つぎのような史料がある(「町代和田藤右衛門」諸事控「藤田文庫」)。

一墨屋 四十軒

内餅飯殿町墨屋

森若狭守 (掾の誤りか)

公方様御用墨白銀老枚宛

百挺 銀百枚

御祐筆衆へ三匁ノ墨 五百挺 此代銀一貫五百目
右年中之御用墨也

森家両所之商売年中大概九十貫目程

胡麻油 老荷 式斗四升

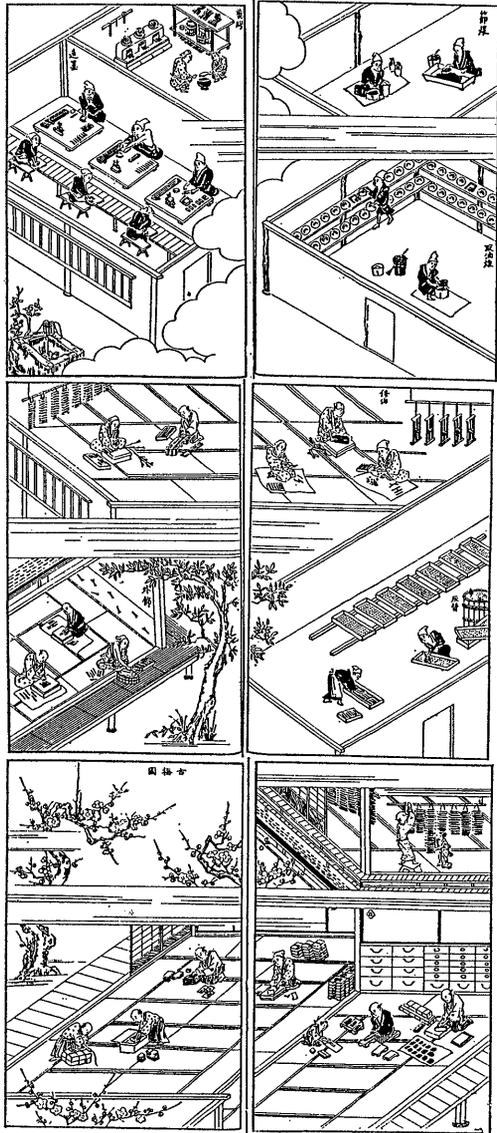
灰ニ仕六袋 一袋百八十目 一貫八十目

森丹後守

森両家から毎年幕府へ六百挺の墨を納めており、両家の年間の売上高が九〇貫目あったことがうかがえる。「胡麻油」とあるのをみると、当時は菜種油でなく胡麻油を使うことが多かったのであろうか。

松井 元泰
と 古梅 園

十八世紀を迎えて頭角をあらわし、奈良墨の声価を高めるうえで大きな役割りを果たした墨屋に松井氏の古梅園があった。古梅園は、天正のころ初代松井道珍が創業したと伝え、『大和人物志』も、研究を重ねて「良墨を製するに至り、慶長八年（一六〇三）初て御墨を製してこれを献ず、因て土佐掾の官を賜ふ。これより累世官を賜はるに至りぬ」と書いている。しかし、さきの寛文十年（一七〇〇）の「奈良町北方二十五町家職御改帳」には松井ないし古梅園の名がないし（二十五町以外の町に住んでいたら別だが）、代表的な名墨家をあげたとみられる『奈良曝』にもみあたらない。宝永年間（一七〇四）の「高木又兵衛諸事控」にいたって、三八人の墨屋の中に「池之町 松井和泉」があらわれる。居所が椿井でなく池之町だが、古くは池之町に住んで味噌屋を営んでいたという家伝もあることだから、これが古梅園であることは間違いないであろう。当主は五代元規（一六六〇）だったとみられる。



製墨図 (『古梅園墨談』)

正徳三年（一七三三）そのあとを継いだのが、元泰（一六八九—一七四三）で、この年和泉掾の官名を受けている（『古梅園墨談』）。彼は、大坂に出店を開くなど古梅園を隆盛に導くとともに、墨の研究と改良に努め、晩年『古梅園墨譜』『古梅園墨談』を著してわが国製墨史上に大きな足跡を残した。將軍吉宗の愛顧をうけたらしく、『徳川実紀』に、つぎのような記事がある（『有徳院御実紀』）。

南都の墨工古梅園和泉元泰に命ぜられ、和漢の産の魚膠を下され、阿膠と優劣をくらべ、黒炒の事をも試みよとて、本草附方の抄録などそへてあたへらる。次の年南都にて製しけるに、盛慮の如く出来ければ、江府に進らせけるに、いかにして魚



甲冑墨と大墨（鍛冶商店）
 武者人形をかたどった甲冑墨（上）は、
 元彙のつくったものと伝える。大墨（下）
 には「龍蝶」とある

膠は製するぞと御尋あり、和泉答けるは、……大舩阿膠百匁を用ゆる所に、魚膠は三分を用ゆべければ、二百匁をもて墨三十挺をつくるなりと聞え上しとぞ。この和泉は好事なる者にて、和漢の古法を考へ、良墨あまた製しければ、靈元上皇よりも千歳松といへる名賜はりし墨もありき

末尾の「千歳松」の墨銘は、享保十九年（吉四）元泰が、重さ二〇斤の大墨を禁裏に献上して賜わたつたのだという（『古梅園製墨業の沿革』）。大墨献上の話は、平賀源内の『物類品隲』にもつており、それには径一尺六寸、厚二寸、重さ二二斤とある。のちに元泰が著した『古梅園墨譜』の大墨式、「大玄鴻宝」「太極玄真」「方壺真人」「釣天寿宝」の四種のうち「太極玄真」か「釣天寿宝」のいずれかだったとみられる。「千歳松」の墨譜も『古梅園墨譜』にのっており、上方に「天龍妙製」、両側に「三字芳名発鳳闕」「一家美誉遍神妙」の文字が刻まれている。『物類品隲』によればこの墨は「宋晁氏墨絰及と他の諸説ヲ考へ、熊野山中、千歳古松ノ煤ヲ取テ製シタル墨」だったという。

さらに元泰は、墨の改良のため唐墨の研究をしようとして、元文四年（五五）長崎に赴いた。その地で元泰は、清の文人商估らと交流して製墨法の研究を深めるとともに、自家製の松煙と油煙を帰国の清人に託し、翌年の冬、徽州の官工程丹木が唐膠剤を用いてつくつた墨数十挺を入手したという。『古梅園墨譜』に「新渡米墨」としてのせているのがそれで「百世宝トスベシ」と記している。

元泰のあと、古梅園を継いだのは七代元彙（天明二年没）で

あった。「古梅園製墨業の沿革」には

七世元稟父ノ業ヲ継ギテ和泉掾ヲ襲ヒ 古梅園墨譜後編ヲ著ヘシ 又紅花墨ト称スル名墨ヲ製シテ書ニ適スルヲ示シ、更ニ清人沈南蘋ト交ハリテ画墨ヲ作り名ヅケテ後素必用ト云フ、共ニ世ノ賞讃ヲ博シ、天下墨ヲ称シテ古梅園トナスニ至レリ、幕府其志ヲ賞シ、明ノ墨工著ハス所ノ墨譜並ニ墨苑各一部ヲ賜フ

とある。元稟は、『古梅園墨譜後編』を著すとともに、紅花墨をつくって古梅園の地歩をかためたのである。紅花墨は、『古梅園墨譜後編』に「紅花子ヲ以テ煙ヲ取り製ス」(原漢文とあるように、紅を入れた墨ではなく、紅花の種子の油からとった油煙を使った墨のことである(子石正「新墨談」)。しかし、蘇東坡は、「金花臙脂」を墨に入れたと伝えるし、元泰も「本朝の墨は只竜腦麝香臙脂等を用ふ」といつているので、墨に紅を入れることもあったかもしれない。

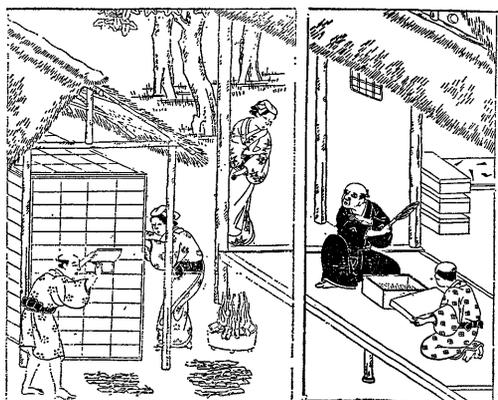
ところで『奈良記録』(「古事類」〔苑〕所収)には、寛保元年(一七五〇)のこととして、つぎのようなことが書かれている。

今年、南都衰弊証拠数々有

墨油煙灰焼、享保年中迄奈良中二十八軒有之而、其内大方三小屋ヅ、毎日焼候由、当年寛保ニ至而、漸十八軒也、然も此十

八軒一小屋計ニ而、剩へ年中ニ休日多し、然は墨数も減少歟、但松煙灰差而前々ニ不替と云々、油煙墨売減少云々

享保年中(一七五六)二八軒を数えた油煙灰焼の業者が、寛保元年には一八軒に減少、それぞれ三つの油煙小屋で毎日焚いていたのに、いまは活動中の小屋はそれぞれ一軒、それも休みが多い、そのため墨の生産も減少しているのでは、と推量しているわけだが、寛保元年は享保末年から数えてわずか数年、この急激な落込みはいかなる事情によるものか、よくわからない。ただ、ここでつぎの二つのことが注意される。一つは、油煙灰焼をする専門の業者がいたらしいということ、したがって自家の工房で油煙を焚かないで、業者からこれを買入れ製墨に従った墨



松煙取の図 (『日本山海名産図会』)

屋もかなりいたのではないかとということである。いま一つは、「松煙灰差而前々ニ不替」とあるように、当時奈良の墨が油煙墨一色ではな
 く、松煙墨もつくられていたということである。数十年あとのことにな
 るが、紀州の藤代墨に関する文政八年(二六五)の史料にも、「近ご
 る松煙は、紀州に限らず伊勢・丹波・大和あたりでも焚出すようにな
 り、京都・奈良辺へ焚出しに出かける者があって困る」とある(田辺番
 館蔵「田辺大帳」)。その割合など知るよしもないが、油煙とならんで松煙も用
 いられていたことがうかがえる。

『奈良記録』がいうように、寛保のころ奈良墨は、その事由を明ら
 かにしないが、衰退の時期があつたのであろう。しかし、それは一時
 的なことで、その後は回復の道を行んだらしく、数十年後の文政二年
 (二六五)の「南都製墨家名控」(官武蔵テラ)によると、製墨家は五五人を
 数える。その氏名は次郎のとおりで、何々園、何々堂といった屋号をもつようになっているのが目をひく。

製墨業の発展につれて、三都などに本店を構える墨屋もあらわれた(以下、安彦勤吾『奈良の筆と墨』による)。江
 戸のばあいは、すでに早く元禄(一七〇三)のころ、つぎの三人の御墨師の店があつたという(『本朝武林』系図鑑)。

日本橋南一丁目 森若狭 かんだのり物町 岡肥後 南大工丁 大墨但馬

それが宝曆(一七五二)のころには、大墨但馬に代わって「日本橋二丁目 古梅園松井和泉」が登場、森若狭(三丁目)、
 岡肥後(大伝馬)と合わせて三軒、ともに「御墨所」の看板を掲げている(『宝曆大』或武鑑)。このうち岡肥後については、なぜ

南都製墨家名控(文政二年)

二諦坊兼 上三条町

兩家

椿井町

勲名千歳松墨

古梅園 玄々斎 守玄堂

柳生亭

友雲亭

清水堂

松寿軒

白石堂

青松園

万花園

文靜堂

芝蘭亭

鶴松園

大玄堂

寿松園

文昌堂

嘯月堂

玄林園

香林堂

泰寿軒

角振町

角振町

角振町

小西孫兵衛

森若狹椽

森丹後椽

松井和泉椽

福井重兵衛

大村屋清吉

海老屋勘兵衛

海老屋嘉七

墨屋与兵衛

車屋忠兵衛

墨屋新助

木綿屋喜六

墨屋清助

大森彦右衛門

受領 佐渡椽

福永甚兵衛

松村平八

受領 土佐椽

嶋屋庄三郎

小西孫兵衛

梅寿園 上三条町

翠松園

清林堂

寿光亭

古松園

玄光堂

松寿亭

紫石園

保寿軒

松花園

玄林堂

玄造園

万松園

紫雲堂

欣榮軒

文桂堂

香林園

白鷺堂

春松園

雲樞洞

筆林軒

古松園

文花堂

雲山亭

角振町

椿井町

井上善右衛門

伊勢大椽

押上町

押上町

押上町

押上町

油留木町

南半田町

北半田西町

押上町

大豆山突抜町

高山庄八

官名内匠

堀井七郎兵衛

受領 丹波椽

金子屋佐兵衛

扇屋治右衛門

黒津治兵衛

中川半治郎

受領 淡路椽

森嶋喜七

敬雲軒

金光堂

玄寿堂

玄壽園

玉壺堂

榎林堂

松寿園

九鶴亭

玄珠堂

玉寿堂

玄林堂

玉翠堂

玄翠園

東光堂

桃花園

梅林堂

春光亭

巨桂園

文泉堂

青松堂

梅寿園

玉雲堂

玄霜園

穎季堂

松寿堂

玄泉堂

東向南町

東向南町

奈良坂町

内侍原町

高天市町

坂新屋町

西御門町

今辻子町

油坡地方町

下三条町

下三条町

下三条町

三条村之内東町

北向町

柏屋喜右衛門

上田治兵衛

受領 和泉椽

鮫屋善七

墨屋喜右衛門

布屋半兵衛

墨屋庄兵衛

墨屋伊六

大坂屋徳兵衛

大森筑前椽

伊勢屋武兵衛

大坂屋善八

新村屋吉兵衛

日野屋宇助

秋田屋小兵衛

古松園	文耕堂	南新町	扇屋太兵衛	古松園
大林堂	玄妙亭	西城戸町	菊屋七郎兵衛	梅林堂
松林園	玄光園	百花園	樺井町	山松園
青雲堂	高天市町百姓方	墨屋太助	大墨屋七兵衛	美松堂
雲林堂	高天町	墨屋卯兵衛	藤田大隅掾	万松堂
雲林軒	神田堂	南城戸町	倉屋善兵衛	清香堂
雲林園	玄林堂	南城戸町	倉屋善兵衛	清香堂
				東城戸町
				東城戸町
				三条村之内東町
				墨屋左六
				墨屋市兵衛

か当地の史料にその名があらわれてこない。大坂についてみると、延享五年(寛延元年一七四八)墨師二四軒のうち、つぎの三軒が奈良からの出店である(綱目)。

南久宝寺町心齋橋 南都松井和泉 ひなや町 南都松村土佐 高らいはし二丁目 南都福井土佐

約三〇年後の安永六年(一七七七)には、墨師一七軒のうち奈良からの出店は同じ三家だが、文政三年(一八二〇)には、つぎの二軒となっている(商人買物)。

南都出店 御墨筆所 南久宝寺心齋橋筋角 松井古梅園 南都出店 御用御墨所 高麗橋二丁目 桂花園 福井土佐掾

なお、古梅園は京都にも出店をもっており、禁裏に近い寺町二条上ルにあった(花菱羽)。

墨職組合 ところで、「天保四年墨職組合控」という史料が残されている(奈良市史編纂部)。墨職組合は、株仲間と

みられるもので、文化十四年(一八三三)に結成されたのだが、間もなく差留めになったという。しかし、「元来製墨の儀ハ当地晒布続キ名産之義故、組合無之候而ハ」なにかと困るといっているので、天保四年(一八三三)に改めて再発足することになったのである。奈良町惣年寄徳田吉良右衛門の肝入り(きま)だったという。

史料はこのときのもので、内容は組合約定書の草案である。その初めのところに、組合による取締まりを必要とした当時の業界の状況がつぎのように記されている。

- 一、組合が差留めになって以後、奉公人の勤め方が悪くなり、職留めにしても他の同職方で勤めている。
- 二、墨職人も昼は墨屋へ勤めながら、墨の出来不出来におかまいなく帰りを急ぎ、ひそかに松煙や膠を買入れて夜分自宅で墨細工をやるようになり、その数五、六〇人に及んでいる。
- 三、墨職人が直接得意先と取引できるようになったので、墨屋・得意先双方に「手支」てつかえが生まれている。
- 四、このため、先年（文化十四年）の組合結成後二〇軒余の墨職が休業となり、増えたのは二、三軒にとどまる。これでは当地名産の売行きが悪くなり、墨屋も不繁栄のもとになる。

そこで組合の再建が必要だというわけだが、その「取締方」を整理すると、およそつぎのとおりである。

- 一、文化十四年に連印した墨屋は、徳田氏のもとへ印形を持参し、改めて木札（営業鑑札）を受けれること。
- 一、無札で墨職を営む者があれば、在方の場合は御番所へ願出て差留めてもらい、町方の場合は徳田氏のもとで調べたうえ惣代から差留めを願ひ出ること。
- 一、新加入者は年行司から惣代へ申出て、惣代から回文で組合員に知らせ、一同承知のうえ願出ること。
- 一、加入料は銀二枚、奉行・与力・同心・町代へのお札を差引き、残りは振舞料として組合員に配分すること。
- 一、組合員の親子・兄弟でも、分家したときには新加入とすること。
- 一、奉公人で別家するときは、親方から引合わせてもらい木札をうけること。手間職の者が職人方になるときは、加入料七〇〇文を出して職人札をうけること。
- 一、文政二年墨職人から連印帳をとったが、これにもれた者およびその後の職人は、こんど書入調印すること。墨職人は、京都・大坂・木津へは働きにいってもよいが、その他のところへは墨職仕込先を除き、稼ぎに行つてはいけない。これに背く者は召抱えてはならないこと。
- 一、職留めの者については、主人より回状をまわし、其者は互いに召抱えないこと。
- 一、奉公人を召抱えるときは、不奉公や不服の申立てがないよう、一札をとっておくこと。
- 一、無札の者に膠を送らないよう鍋屋長十郎・柏屋小助方へ強く申入れておいた。
- 一、松煙・膠とも組合中に差支えたときは互いに貸借し合うこと。墨職人から頼まれても連印者以外へは貸渡してはならない

第二章 奈良町の産業

こと。

一、職人の子どもは墨屋へ奉公に出して職を習わせること。材料を仕入れ、夜分自宅で墨つくりをして子どもに教えるようなことはしてはならないこと。

一、組合の入用銀は惣代の方で集めること。

一、毎年正月十八日を参会日と定め、代表が早朝春日社にまいり神楽を奉納、昼「魚久」に全員集まってお下がりのお神酒をいただき諸事相談すること。

一、組合の用向は四人の行司（後述）から回文をもって取計らい、相談の必要が生じたときは「魚久」で寄合をもつこと。

一、諸入用は一軒につき四匁の定めだが、御礼銀・春日御神楽銭・職人酒代・惣代給銀など年中一軒につき七匁ばかりになる。臨時の入用については、墨職方細工人の数に応じて集めること。

一、その算用書は正月十八日の参会日に披露するとともに、その年の年行司を振りくじできめること。

一、その他、仲間中の葬式のことなど。

この連印者五七人、そのうち一五人が休株、営業中の者は四二人である。裏書の文面によると、組合仲間を東之分・西之分・南之分・北之分の四組に編成し、組ごとに「年行事」^(可)一人を選出することになっていたりしい^{(ただし、各}
^{なは、東・西・南・北それぞれ、六人・一〇人・九人・九人と}
^{なっていて合計三四人、なせかききの四二人と符合しない)}

幕末の天保十二年（一八四一）の株仲間解散令で墨職組合も解散になるが、嘉永の再興令に依りて、嘉永六年（一八五三）中筋町岡村作兵衛・東向南町中村嘉助の兩人が惣代となって、奉行所に組合の再興を



嘉永6年 墨職組合規定書

願ひ出て許される。そのときの「規定書之事」(奈良市史 編集室蔵)では、およそつぎのようなことを申合せており、三五人が連印している。

一、不奉公の奉公人は猥りに召使つてはならないこと。

一、墨磨渡世の者で、自宅で製墨するものがあつたら、墨磨をさせないこと。

一、新しく墨細工人を召抱えるときは、前の勤め先に問合わせ、了解を得たりえて召使うようにすること。

一、組合以外の墨屋へ墨細工や灰替の勤めにいった者は、召使つてはならないこと。

一、組合以外の墨屋の墨磨をしたものには、たとえ一挺でも磨かせてはならないこと。

一、「松煙の膠其外之草類」の小口買いをした場合は、その出所をよく調べること。紛らわしいものと知りながらこれを買ひ取つてはならないこと。そんなことがあれば仲間から除くこと。

一、墨屋の名前や屋号は、まぎらわしいものを用いないこと。各自の墨形の雛型を型屋に渡しておき、他から注文があつてもそれを彫らないよう約束してあり、これに背く型屋は仲間でボイコットすること。

一、諸色高値により、職人の賃金を一割増しにする、めいめい勝手に賃増しすることは絶対やつてはならないこと。

はじめて組合のできた文化十四年(一八七〇)五七人、さきの「南都製墨家名控」によれば文政二年(一八一九)五四人、組合再建時の天保四年(一八三三)は四二一人、そして嘉永六年(一八三三)三五人という、製墨家の数だけでは確かなことはいえないが、奈良墨は幕末に向けて衰退気味だったといえようか。

製墨家のあいだの隆替もあつたであらう。天保十四年(一八四三)の奈良奉行本多淡路守の布達(奈良市史 編集室蔵)に、製墨師森

若狭が、「近来打続困窮いたし候に付」願ひによつて「物尺」(物差)の製造・販売を許可されたが、これまた売行不振、大和の町・在とも業者はもっぱら若狭方の「物尺」を取扱うようにされたい、と願ひ出てきたので、「相對の義は勝手次第」にする、とある。奈良でもっとも由緒のある森若狭家でさえ、廃業を余儀なくされているのである。

幕末の奈良の名奉行とうたわれた川路聖謨の在任中（一八四六）の日記『寧府記事』によると、彼は奈良の筆や墨に大きな関心を示している。着任の翌弘化四年（一八四二）二月、古梅園の薄紅梅一枝を届けられ、梅の古木や古梅園の由緒を聞いているが、のち巡見の途次古梅園に立寄り、製墨法について説明をうけたとある。彼は、唐筆にまさる筆はできているが、「墨は唐土の膠を用ひて古梅園にて作れ共、中々唐には不^{（嘉永元年）}及^{（正月二十日）}」と評し、唐墨に負けない墨を造ることを励ましたらしい。これにこたえて、出入りの町人かかや助藏が工夫してつくった黒三劔をもってきた。よくみると形も色も唐墨に異なるところが無い。さきに古梅園は、唐墨に近いものはできないといったが、ことごとくできたではないか。すつてみても「墨の当り柔にて発墨し……日本のものとはみえず」、どうしてつくったのか聞くと「たとへば松烟二匁（膠）にはかほ香匁五分といふかこと（如）、和墨の製也、松烟二匁にはかほ二匁も、其余もつよくいるよとかくの如しといふ也、唐すみはにかはうすく、和すみにかは濃故とおもひしは大にあやまれり」と書きとめている（嘉永元年五月二十九日）。そして八月には、この墨を六〇挺も注文する人があり、十一月には唐物墨として売るよりも、「陳玄堂」の銘を入れて売ることを助藏にすすめている。助藏こと陳玄堂は、その後も工夫を重ねたらしく、翌二年四月、新製品を川路に届けたところ、川路はこれと唐墨をはいくらべ、「縮みかた墨色少も不^{（見わく）}し違^{（みわく）}、五分へき様なし」と感嘆している。

安政五年（一八五二）のこと、餅飯殿町の惣次郎・橋本町の利八・東包永町の嘉右衛門の三人が、古梅園の墨とまぎらわしい墨をつくつて売りさばいたことが発覚、組合でこれを取締まったとある（「奉差上御受書」
〔富武テラス氏蔵〕）。墨職組合が十分その役割りを果たしていたことがうかがえる。

江戸時代の墨の生産高を伝える史料はない。明治五年（一八七二）の製墨数八二万一七二六挺、幕末もほぼこれに近い製墨数だったと思われる。奈良晒や奈良酒に比べ、奈良墨のばあいは、そう大きな後退をみせることなく明治維

新を迎えることができたのではなかったか。

朱 墨 ついでながら、朱墨について、ちょっとふれておこう。『毛吹草』に色墨とあるのは、おそらく朱墨のことであろう。朱は二硫化水銀で、天然には辰砂として産出する(宇陀郡の水鏡鉱山。辰砂がとれる)。郡山藩の柳沢淇園(柳里恭)の、延享五年(一七六八)ごろと推定される日記に、奈良の業者に朱墨をつくらせている記事がある。一部の墨屋で、朱墨の製造にも従っていたものとみられる。

江戸時代、辰砂や朱は朱座が取扱っていた。享保六年(一七三二)辰砂はこれまで朱座で商売していたが、今後は薬種屋でも取扱ってよいとお触れが出ており、同十九年(一七五四)には、にせ朱墨をつくって売る者があるので、これを禁止すると布達している。また、寛政八年(一七九六)、朱および朱墨について、朱座のほか江戸・京・大坂・奈良・堺で仲買の者を申付け、これら仲買から買ってもよいと触れ出されるが、天保十四年(一八四三)には仲買の者を差止め、もとのように朱座だけから買うよう命じている(奈良市史編集。室所蔵史料)。

幕末、木下新六(一八四六—一九〇六)があらわれて墨屋大森徳兵衛方で朱墨の製造にあたり、明治初年独立して木下照燭堂を創業、ほとんど独占的な朱墨業者となる。

第五節 名産拾遺

名産の史料

奈良晒・酒・墨のほか、近世の奈良に数々の特産品のあったことは、すでに第一節でみたとおりだが、その実態を明らかにするための史料はきわめて乏しい。たとえば筆についてもそうである。墨といえば筆ということになるかもしれないが、筆が名産の一つに数えられるようになるのは嘉永三年(一八五〇)の「大和細見図」あたりからのもので、そのためもあってか、寛文十年(一七七〇)の「奈良町北方式十五町家職御改